

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成28年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成29年 1 月24日

大分県労働委員会
会長 須賀 陽二

1 不当労働行為事件

事件番号	請 求 する 救済の内容	申 立 年月日	調 査 回数	審問 回数	証人 数	審査の 計画で 定めた 日数	計画変 更によ り増減 した日 数	処 理 日 数			終 結 年月日	終結 状況	備 考
								審査に 要した 日数	和解に 要した 日数	終結ま でに要 した日 数			
平成27年 (不)第1号	・被申立人は、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない。 ・被申立人は、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び平成27年9月10日以降は差別が是正されるまでの間、配車差別前の平均賃金相当額を支払わなければならない。 ・ポスト・ノーティス	27.10.7	6回										翌年に繰越
平成28年 (不)第1号	・被申立人は、申立人の分会に対する弱体化を図った行為に対し、是正措置を講じること及び今後そのような行為をしないことを内容とする文書を申立人に手交しなければならない。	28.2.22	4回	1回	2人	386日							翌年に繰越

2 調整事件
(1) 労働争議の調整

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
平成28年 (調)第1号	あっせん	・団体交渉の開催 ・組合員の復職 ・組合員の未払い残業代の支払 ・上司のパワハラに対する会社の安全配慮義務違反についての謝罪	28. 7. 21	2回	1回	76	28.10. 4	解決	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
平成28年 (個)第1号	あっせん	・平成20年以降の特別手当減額分の早急な是正	28. 2. 25	2回	－	30	28. 3. 25	不開始	